

## 【表紙】

|                                      |                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】                               | 有価証券届出書の訂正届出書                     |
| 【提出先】                                | 関東財務局長                            |
| 【提出日】                                | 平成26年3月7日                         |
| 【発行者名】                               | 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社             |
| 【代表者の役職氏名】                           | 代表取締役会長兼社長 岡田 博                   |
| 【本店の所在の場所】                           | 東京都中央区新富一丁目14番1号<br>セントラルイーストビル8階 |
| 【事務連絡者氏名】                            | 久保田 智之                            |
| 【電話番号】                               | 03-5542-7000                      |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託<br>受益証券に係るファンドの名称】 | ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル            |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託<br>受益証券の金額】        | 継続募集額 上限1,000億円                   |
| 【縦覧に供する場所】                           | 該当事項はありません。                       |

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年6月20日付をもって提出しました有価証券届出書（平成25年7月12日、12月20日、平成26年1月31日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

**2【訂正の内容】**

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

**第一部【証券情報】****（7）【申込期間】**

## &lt;訂正前&gt;

平成25年6月21日から平成26年6月20日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、平成26年4月17日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は平成26年3月3日までとします。詳しくは後述「（12）その他 信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご参照下さい。

## &lt;訂正後&gt;

平成25年6月21日から平成26年3月3日までとします。

**（12）【その他】**

## &lt;訂正前&gt;

信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成26年4月17日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

信託契約を解約する旨の公告を平成26年1月31日に行い、平成26年1月31日現在における受益者に対して、平成26年1月31日から平成26年3月3日の期間に異議申立てを受付けます。この期間に異議申立てをした受益者の受益権口数が平成26年1月31日の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託終了日を平成26年4月17日とする予定です。

当該繰上償還を行うこととなった場合、平成26年3月4日以降は受益権の取得申込みの受付を中止いたします。

## &lt;訂正後&gt;

信託契約の解約（繰上償還）の実施について

当ファンドは、信託終了日を平成26年4月17日とする信託契約の解約に関する届出を、平成26年3月7日に行いました。

なお、当該繰上償還の実施に伴い、平成26年3月4日以降は受益権の取得申込みの受付を中止いたします。

**第二部【ファンド情報】****第2【管理及び運営】****3【資産管理等の概要】****(3)【信託期間】**

<訂正前>

無期限とします（平成14年10月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

ファンドは「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」の規定にしたがって繰上償還を予定しております。

平成26年1月31日時点のファンドの受益者において、受益権総口数の2分の1を超える異議申立てのない場合には、信託期間は平成26年4月17日までとなります。

<訂正後>

平成26年4月17日までとなります（平成14年10月1日設定）。